

○自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件（平成二十三年六月二十九日総務省告示第三百十二号） （傍線部分は改正部分）

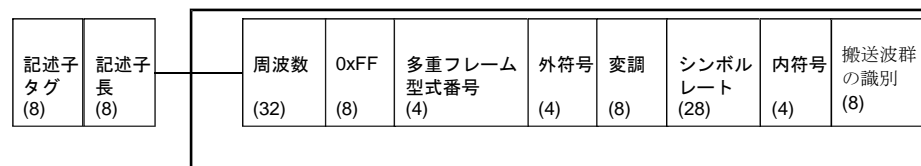
改 正 案	現 行												
<p style="text-align: center;">別表 記述子の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">記 述 子</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有線分配システム記述子</td> <td>別記第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>有線TS分割システム記述子</td> <td>別記第2のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	記 述 子	構 成	有線分配システム記述子	別記第1のとおり	有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり	<p>○総務省告示第三百十二号</p> <p>有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十一条第四項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する記述子の構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。</p> <p>なお、平成八年郵政省告示第六百二十号（自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合の有線分配システム記述子の構成を定める件）、平成十四年総務省告示第四百十九号（自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成）及び平成十四年総務省告示第四百二十一号（有線業務利用放送のうち自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十三年六月二十九日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 片山 善博</p> <p>自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成は、別表に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">別表 記述子の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">記 述 子</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有線分配システム記述子</td> <td>別記第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>有線TS分割システム記述子</td> <td>別記第2のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	記 述 子	構 成	有線分配システム記述子	別記第1のとおり	有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり
記 述 子	構 成												
有線分配システム記述子	別記第1のとおり												
有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり												
記 述 子	構 成												
有線分配システム記述子	別記第1のとおり												
有線TS分割システム記述子	別記第2のとおり												

<u>有線複数搬送波伝送分配システム記述子</u>	<u>別記第3のとおり</u>
<u>第二世代有線分配システム記述子</u>	<u>別記第4のとおり</u>

別記第1～別記第2 (略)

別記第1～別記第2 (略)

別記第3 有線複数搬送波伝送分配システム記述子の構成



繰り返し

→
送出順

- 注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。
- 2 「0x」に続く数字を16進数とする。
- 3 ‘ ’ で囲まれた数字は2進数とする。
- 4 記述子タグの値は、有線複数搬送波伝送分配システム記述子を示す0xF3とする。
- 5 記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
- 6 周波数は、周波数(MHz)を書き込む領域で、その値は、4ビットBCDコード8桁とし、5桁以降が小数点以下を示す。
- 7 多重フレーム型式番号は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第11条第3項第3号の多重フレームを識別

するために使用する領域で、次のような割当てとする。

多重フレーム形式番号

<u>値</u>	<u>[多重フレーム長、最大多重ストリーム数]</u>
<u>0x1</u>	<u>[53, 15]</u>
<u>0x2</u>	<u>[53, 15]</u> <u>拡張情報を用いない場合受信できない</u>
<u>0xF</u>	<u>単一TS伝送方式</u>
<u>その他</u>	<u>未定義</u>

8 外符号は、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

外符号

<u>値</u>	<u>意味</u>
<u>'0000'</u>	<u>未定義</u>
<u>'0001'</u>	<u>外符号なし</u>
<u>'0010'</u>	<u>リードソロモン符号(204, 188)</u>
<u>'0011' ~ '1111'</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

9 変調は、変調方式の種類を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

変調

<u>値</u>	<u>意味</u>
----------	-----------

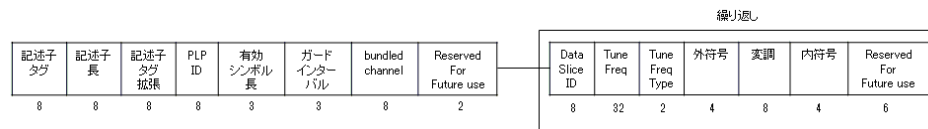
<u>0x00</u>	<u>未定義</u>
<u>0x03</u>	<u>64 QAM</u>
<u>0x05</u>	<u>256 QAM</u>
<u>0x01, 0x02, 0x04, 0x06~</u> <u>0xFF</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

10 シンボルレートは、4ビットBCDコード7桁とし、4桁以降が小数点以下を示す。

11 内符号は、誤り訂正内符号の方式を識別するために使用する領域で、内符号無しを示す‘1111’とする。

12 搬送波群の識別は、この拡張情報を用いる多重フレームを伝送する搬送波を含むグループを識別する情報を示す8ビットのフィールドである。値‘0x00’は用いないこととする。

別記第4 第二世代有線分配システム記述子の構成



→
送出順

注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

2 「0x」に続く数字を16進数とする。

3 ‘ ’で囲まれた数字は2進数とする。

4 記述子タグの値は、第二世代有線分配システム記述子を示す0xF4とする。

5 記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

。

6 記述子タグ拡張の値は、第二世代有線分配システム通常データ
伝送を示す 0x00 とする。

7 PLP_ID は、PLP の種別を書き込む領域で、その値は、8 ビッ
トの正の整数とする。

8 有効シンボル長は当該システムにおけるフレームの時間的長
さを識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

。

有効シンボル長

<u>値</u>	<u>意 味</u>
<u>0x000</u>	<u>448μs</u>
<u>0x001</u>	<u>597.33μs</u>
<u>その他</u>	<u>将来使用のためのリザーブ</u>

9 ガードインターバルは、直交周波数分割多重変調において干
渉除去を可能とする付加時間の割合を識別するために使用する
領域で、次のような割当てとする。

ガードインターバル

<u>値</u>	<u>意 味</u>
<u>0x000</u>	<u>1/128</u>
<u>0x001</u>	<u>1/64</u>
<u>その他</u>	<u>将来使用のためのリザーブ</u>

10 bundled_channel は、当該 PLP が連結されたチャンネルの数を
書き込む領域で、その値は 1 から 255 までの整数とする。

11 Reserved_For_Future_use は、将来使用のためのリザーブと
する。

12 Data_Slice_ID は、データスライスを識別するために使用する
領域で、その値は、0 から 255 の範囲から選択することとする。

13 Tune_Freq は、Tune_Freq_Type に基づいたチューニング周波
数を書き込むための領域で、その値は、kHz 単位で指定することとする。

14 Tune_Freq_Type は、チューニング周波数のタイプを識別する
ために使用する領域で、次のような割当てとする。

Tune_Freq_Type

<u>値</u>	<u>意味</u>
<u>'00'</u>	<u>データスライスの中心周波数</u>
<u>'01'</u>	<u>第二世代有線システムの中心周波数</u>
<u>'10'</u>	<u>L1 ブロックを識別できない狭帯域の データスライスが使用する初期中心周波数</u>
<u>'11'</u>	<u>将来使用のためのリザーブ</u>

15 外符号 は、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する
領域で、次のような割当てとする。

外符号

<u>値</u>	<u>意味</u>
----------	-----------

<u>‘0000’</u>	<u>未定義</u>
<u>‘0001’</u>	<u>外符号なし</u>
<u>‘0010’</u>	<u>RS (204, 108)</u>
<u>‘0011’</u>	<u>BCH</u>
<u>‘0100’ ~ ‘1111’</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

16 変調は、副搬送波の変調の型式の種類を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。0x80の場合はプリアンブルシンボルに組み込まれた副搬送波の変調の型式の種類で識別することとする。

変調

<u>値</u>	<u>意味</u>
<u>0x00</u>	<u>未定義</u>
<u>0x01</u>	<u>16 QAM</u>
<u>0x02</u>	<u>32 QAM</u>
<u>0x03</u>	<u>64 QAM</u>
<u>0x04</u>	<u>128 QAM</u>
<u>0x05</u>	<u>256 QAM</u>
<u>0x07</u>	<u>1024 QAM</u>
<u>0x80</u>	<u>第二世代有線システム方式</u>
<u>その他</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

17 内符号は、誤り訂正内符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。なお、‘1000’及び‘1001’の場合はプリアンブルシンボルに組み込まれた誤り訂正内符号

の方式で識別することとする。

内符号

<u>値</u>	<u>意 味</u>
<u>'0000'</u>	<u>未定義</u>
<u>'0001'</u>	<u>符号化率 1/2</u>
<u>'0010'</u>	<u>符号化率 2/3</u>
<u>'0011'</u>	<u>符号化率 3/4</u>
<u>'0100'</u>	<u>符号化率 5/6</u>
<u>'0101'</u>	<u>符号化率 7/8</u>
<u>'1000'</u>	<u>ISDB-S 方式</u>
<u>'1001'</u>	<u>第二世代有線システム方式</u>
<u>'1111'</u>	<u>内符号なし</u>
<u>'0110', '0111', '1010' ~ '1110'</u>	<u>将来使用のためリザーブ</u>

18 Reserved_For_Future_use (繰り返し内) は、将来使用のため
のリザーブとする。